

(案)

第6次地域管理経営計画書
第6次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和	9年	3月	31日

九州森林管理局

(案)

第6次地域管理経営計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和	9年	3月	31日

九州森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

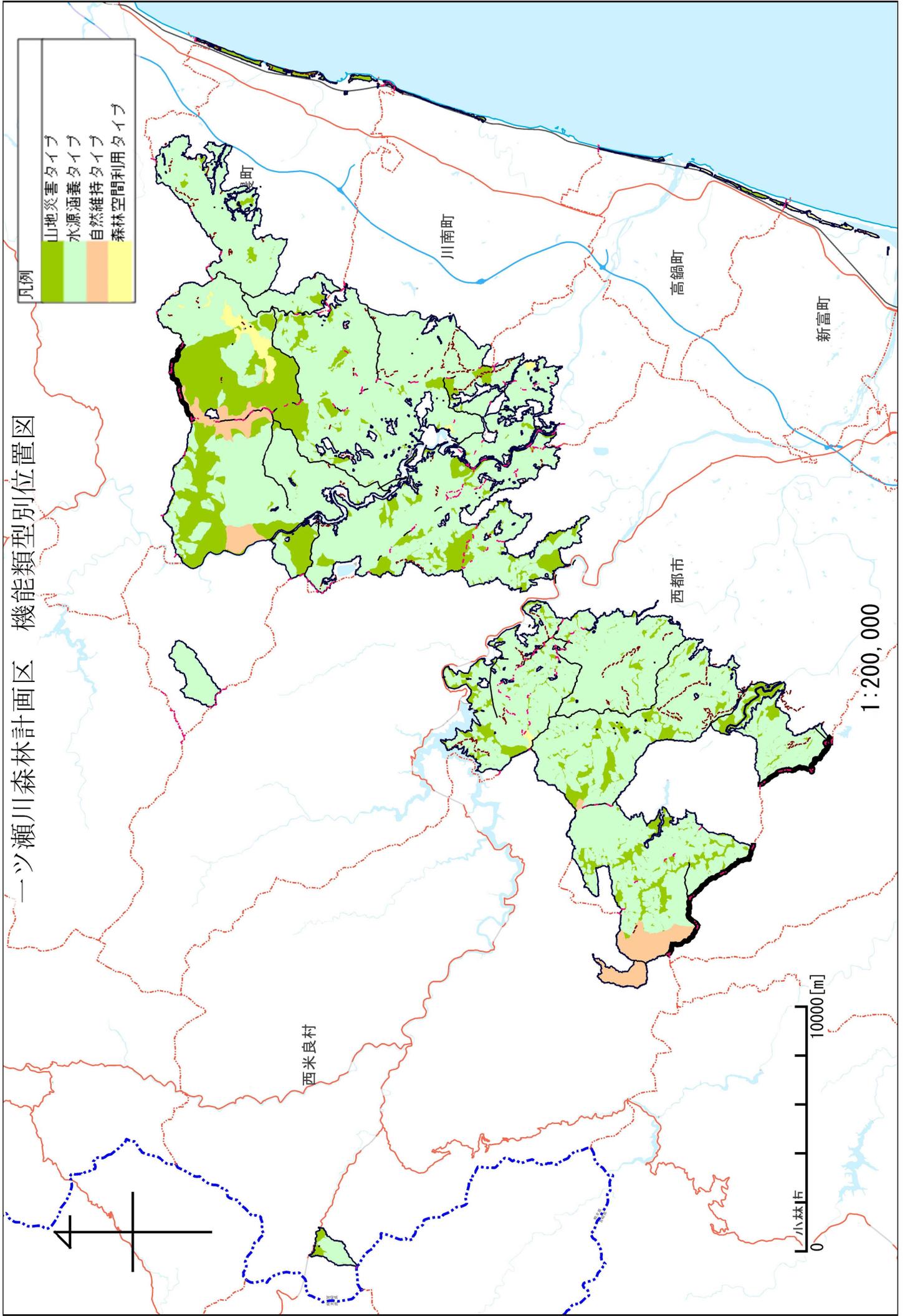
加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年4月から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月から一部が施行された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用し、林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進めていく。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の一ツ瀬川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

一ツ瀬川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。

一ツ瀬川森林計画区 機能類型別位置図



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	1・2
③	持続可能な森林経営の実施方向	2・3
④	政策課題への対応	3
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	4
①	機能類型ごとの管理経営の方向	4・5
②	地区ごとの管理経営の方向	5・6
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	7
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	7
②	林業事業体の育成	7
③	民有林と連携した施業の推進	7
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	7
⑤	その他	7
(4)	主要事業の実施に関する事項	7・8
①	伐採総量	8
②	更新総量	8
③	保育総量	8
④	林道の開設及び改良の総量	9
(5)	その他必要な事項	9
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	9
(1)	巡視に関する事項	9
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	9
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	9
(4)	その他必要な事項	9・10
3	林産物の供給に関する事項	10
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	10
(2)	その他必要な事項	10
4	国有林野の活用に関する事項	10
(1)	国有林野の活用の推進方針	10
(2)	国有林野の活用の具体的手法	10
(3)	その他必要な事項	11

5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	… 1 1
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	… 1 1
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	… 1 1
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	… 1 1
	(1) 国民参加の森林に関する事項	… 1 1
	(2) 分収林に関する事項	… 1 1
	(3) その他必要な事項	… 1 2
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	… 1 2
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	… 1 2
	(2) 地域の振興に関する事項	… 1 2
	(3) その他必要な事項	… 1 2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進し、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献することを基本方針とする。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、一ツ瀬川森林計画区を管轄区域とする国有林野26,643ha（不要存置8haを含む。）であり、宮崎県の中央部に位置し、一ツ瀬川流域を包括する西都市と児湯郡の1市1郡（5町1村）からなり、一ツ瀬川、小丸川及び名貫川の中流域に位置している。

本計画区は、掃部岳（1,223m）、国見山（1,036m）、尾鈴山（1,405m）に代表される山岳からなり、急峻な地形を呈している。脊梁部には掃部岳生物群集保護林、尾鈴コウヤマキ希少個体群保護林、国見山コウヤマキ等希少個体群保護林及び尾鈴アカマツ等遺伝資源希少個体群保護林を設定しているとともに、尾鈴山系一帯は、尾鈴県立自然公園に指定されているなど自然環境の保存・形成等に重要な役割を果たしている。

また、一ツ瀬川本流は、県民の生活に欠かせない水資源の源流部として重要な役割を担っている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、西都児湯森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は26,636ha（①森林計画区の概要の国有林野26,643ha（不要存置8haを含む。）とは四捨五入の関係で一致しない）で計画区全体の森林面積83,190haに対して32%を占めている。主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹はシイ類、カシ類、ナラ類などとなっている。

また、林相別に見ると針葉樹林13,183ha、針広混交林3,008ha、広葉樹林9,978haとなっている。

蓄積は8,105千 m^3 で、計画区全体の蓄積25,972千 m^3 に対して31%を占めている。

森林の種類は、普通林が1,793haで7%を占めており、制限林が24,843haで93%となっている。

なお、制限林の99%が保安林であり、そのうち水源涵養保安林が97%となっている。

一ツ瀬川森林計画区内の森林資源状況

（単位：ha、 m^3 ）

区分	人工林	天然林	その他	合計
面積	14,546	11,248	842	26,636
蓄積	5,821,042	2,284,109	0	8,105,151

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関しては、入札の不調及び林道が自然災害を受けたことにより一部実行を見合わせたこと等から計画量を下回り、造林面積もこれに連動して下回る結果となった。

林道の開設については、優先度の高いものから実行したが、入札不調等により計画を下回った。

また、改良については安全で円滑な通行を確保する観点から緊急に実行する箇所が発生したため計画量を上回った。

主要施策に係る計画量と実行量

項目	計画	実行
伐採立木材積	661,000m ³	450,502m ³
主伐	323,895m ³	239,381m ³
間伐	337,105m ³	211,121m ³
造林面積	528ha	292ha
人工造林	526ha	292ha
天然更新	2ha	0ha
林道等の開設又は改良	開設：25.7km 改良：14箇所	開設：12.2km 改良：16箇所

注：計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモンリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
------------	---

II 森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
III 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除及びシカの捕獲を推進する。
IV 土壌及び水資源の保全と維持	降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法律制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、林業の成長産業化の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、低コストで効率的な施業技術の普及、計画的な事業の発注や技術支援による林業事業者の育成、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定と取組の充実、市町村をはじめとする民有林関係者に対する技術的支援に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・ 山地災害防止タイプ
(土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア)
- ・ 自然維持タイプ
- ・ 森林空間利用タイプ
- ・ 快適環境形成タイプ
- ・ 水源涵養^{かん}タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養 ^{かん} 機能維持 増進森林	山地災害防 止機能／土 壌保全機能 維持増進森 林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害 プ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養 ^{かん} タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」(別冊)によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。

また、齢級構成の平準化やニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度な陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林を整備の目標として管理経営を行う。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 寒川・吹山・横野地区（1～7、10～29、31～46、48～50、53～63、95～134林班）

掃部岳（1,223m）から東に国見山（1,036m）を経て一ツ瀬川に至る稜線を分水嶺とする三財川、三納川及び一ツ瀬川を集水域とする一ツ瀬川西側の寒川、吹山等の地区であり、地形が急峻であるとともに、その大半が水源涵養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、三財川上流部の掃部岳周辺は、モミを中心としてアカマツ、ケヤキが点在する針広混交林であり、掃部岳生物群集保護林及び国見山コウヤマキ等希少個体群保護林に設定しているほか、鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、暖帯林相の保全と貴重な動植物の保護を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 横谷・白水地区（64～70、72～80、135林班）

一ツ瀬川上中流部に位置し、地形は急峻であるとともに一部が水源涵養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 矢櫃地区（201～219、253、254、289～291林班）

尾鈴山（1,405m）西側の矢櫃地区（矢櫃・板谷・鹿遊）は、地形が急峻であるとともに、一部が水源涵養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

当該地区の一部及び尾鈴山周辺は、尾鈴コウヤマキ希少個体群保護林に設定しているほか、鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 鵜懐地区・石河内地区（220～245、247、255～267林班）

尾鈴山（1,405m）から南に延びる稜線の西側で、小丸川を挟んで所在する当地区は、地形が急峻であるとともに、一部が水源涵養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 木城地区（246、248～252、268～288林班）

小屋町峠から白木八重牧場を経て268林班の稜線を結ぶ南東部に位置する当地区は、主に水源涵養保安林や土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

日向灘に面する新富町、高鍋町に所在する海岸林については、潮害防備保安林に指定されており、気象災害防止機能や生活環境保全機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。一部の地域については、ふれあいの森であり、保健文化機能等を重視すべき森林であることから、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 尾鈴地区（1005～1008、1010～1013、1015～1059、1079林班）

一ツ瀬川計画区の北部に位置し、一部日向灘に面する海岸部と尾鈴山麓の一带からなっている。地形は比較的丘陵地形が多いが、一部上昇及び平衡の複合斜面を呈している。

当地区は、水源涵養保安林に指定されているとともに、土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、名勝に指定されている「矢研の滝」等の尾鈴山瀑布群とその周辺は、尾鈴県立自然公園内にあり、森林の保健・文化・教育の場として利用されているほか、保健保安林に指定されており、保健文化機能等を重視すべき森林であることから、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、地域の森林資源を活かした林業の成長産業化の実現など民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済の発展や山村地域の振興・地方創生に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努め、特に、特定母樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術の開発・実証と定着を図る。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、木材の安定供給システム販売の推進及びニーズに応じた安定供給ができるよう木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

現地研修会の実施や研修フィールドの提供、森林総合監理士（フォレスター）の育成等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

また、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

⑤ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組（森林生態系に影響を及ぼすシカによる植生被害について関係市町村等と連携した鳥獣被害対策の実施等）の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を

踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
本 計 画	306,111	364,323 (3,353)	14,566	685,000
前 計 画	292,265	337,105 (3,168)	31,630	661,000

注 () は間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	542	7	549
前 計 画	526	2	528

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	ぼう芽整理
本 計 画	2,235	673	426	3
前 計 画	1,645	175	254	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
数 量	14	21,600	18	7,200

(5) その他必要な事項
該当なし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、レクリエーションを目的とした森林の入込利用者と併せ、年間を通じた有害鳥獣捕獲及び狩猟者の入込者が多く、今後も増大することが予想される。

特に、冬期から春期にかけては山火事発生危険が増大する。このため、地元住民や消防署、関係市町村等と連携を密にして、山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化して山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携に強化を図り防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

海岸地帯では、田畑の開墾、住宅の建築なども多く、境界の保全管理には特に留意する。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

本計画区の海岸林に所在する国有林では、松くい虫被害を受けているため、駆除措置・予防措置・樹種転換等の対策を適切に組み合わせた防除を実施する。

特に、日向灘沿岸に位置する潮害防備保安林に指定されている海岸林は、地元の関心も高く市民の憩いの場として親しまれているため、当該国有林については、宮崎北部地区海岸防災林整備基本方針に則し海岸防災林の整備に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図るとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進する。

(4) その他必要な事項

本本計画区の国有林の大半が水源涵養保安林に指定されているなど、水源涵養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻化しているニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動や、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等との協力による計画的な捕獲等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

尾根筋や溪流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国有林材の需要・販路の拡大に努める。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において木材利用の促進に取り組む。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

本計画区は、宮崎市から比較的近く、尾鈴山系を中心とする一帯は、貴重な高山植物や優れた自然環境など豊富な観光資源に恵まれ、登山・ハイキング、キャンプなど保健休養の場として広く市民に親しまれている。

このため、豊かな自然環境の維持、森林の公益的機能の発揮と併せて地域の土地利用等との調整を行った上で、利活用を推進する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付け又は売払い等による。

また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用する。

(3) その他必要な事項

「レクリエーションの森」については、地域関係者等との協力により整備・管理及び活用に関する活動が円滑に実施されることから、協定締結者と相互に連携・協力して連絡調整を図りながら魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していく。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼすなど、国有林野の公益的機能の維持増進に支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を私有林野と一体的に行い、私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、私有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の^{もり}森林に関する事項

国民参加の^{もり}森林づくり活動においては、多様な森林整備や保全活動の要請に応じて、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとし、実施主体との協定に基づいた「ふれあいの森」等において、相互に連携・協力した鳥獣被害防止活動、森林整備等を円滑に推進するとともに、住民の憩いの場としても活用できるよう努める。

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
ふれあいの森	13.40	287い～ほ、ち、り

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
遊々の森	3.92	243い

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行う。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努める。また、その際には次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

(案)

第6次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

計画期間

自 令和4年4月1日
至 令和9年3月31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの 伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
(3)	水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4)	伐採総量	3
(5)	更新総量	5
(6)	保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	7
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	8
(1)	保護林の名称及び区域	8
(2)	緑の回廊の名称及び区域	9
6	樹木採取区の名称、所在地及び面積	9
7	レクリエーションの森の名称及び区域	10
8	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	11
9	その他必要な事項	11
(1)	施業指標林、試験地等	11
(2)	フィールドの提供	12
(3)	森林共同施業団地	12
(4)	その他	12

- 1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域
 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。
- 2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量
 - (1) 伐採造林計画簿
 伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。
 - (2) 水源涵養^{かん}タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	4,436.32	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 50 ヒノキ55
	スギ長伐期	3,427.01	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70
	ヒノキ長伐期	4,279.63	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	アカマツ長伐期	108.48	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	ケヤキ長伐期	22.88	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	150
	その他人工林	26.30	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60
	保護樹帯	1,880.89	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	989.86	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	スギ 80 ヒノキ85
	天然林	1.06	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	60上
	天然林長伐期	105.37	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	2,909.46	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35
	しいたけ原木	74.07	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	20
合計	18,261.33			

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積	備考
通常伐期施業	410	スギ・ヒノキ普通伐期
		しいたけ原木
長伐期施業	559	スギ長伐期
		ヒノキ長伐期
		アカマツ長伐期
		ケヤキ長伐期
複層林施業	123	スギ・ヒノキ複層林
天然林・その他施業	703	その他人工林
		保護樹帯
		天然林
		天然林長伐期
		天然林広葉樹

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採	計		
山地災害防止タイプ	—	28,231 (272)	28,231				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	—	—				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水源涵養タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	250,706	73,035	323,741			
	スギ長伐期	6,660	122,361	129,021			
	ヒノキ長伐期	—	136,500	136,500			
	ケヤキ長伐期	—	62	62			
	スギ・ヒノキ複層林	47,401	4,134	51,535			
	しいたけ原木	1,344	—	1,344			
	計	306,111	336,092 (3,081)	642,203			
合 計	306,111	364,323 (3,353)	670,434	14,566	685,000	—	685,000
年 平 均	61,222	72,865 (671)	134,087	2,913	137,000	—	137,000

注1 () は間伐面積である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市 町 村 名	林 地					林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採 量	計		
西 都 市	148,649	128,432	277,081	/	/	/	/
西 米 良 村	—	5,088	5,088				
木 城 町	90,585	119,325	209,910				
川 南 町	30,138	19,608	49,746				
都 農 町	36,739	91,870	128,609				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 タイプ [°]	合 計
人工 造林	単層林 造 成	—	—	—	—	469.88	469.88
	複層林 造 成	—	—	—	—	71.82	71.82
	計	—	—	—	—	541.70	541.70
天 然 更 新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	7.05	7.05
	計	—	—	—	—	7.05	7.05
合 計		—	—	—	—	548.75	548.75

(6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 タイプ [°]	合 計
保 育	下 刈	—	—	—	—	2,235.21	2,235.21
	つ る 切	—	—	—	—	673.01	673.01
	除 伐	—	—	—	—	426.29	426.29
	ぼう芽整理	—	—	—	—	2.82	2.82
	計	—	—	—	—	3,337.33	3,337.33

3 林道の整備に関する事項

基幹・その他別	開設・改良	路線名	箇所（林班）	延長（m）	備考		
その他	開設	平山1011林道	1007	1,200			
		尾鈴1019林道	1019	1,700			
		木和田1012林道	1011、1015	1,600			
		尾鈴1041林道	1040、1042	1,700			
		尾鈴1052林道	1052	1,000			
		白髭林道1055支線	1055、1056	1,000			
		尾鈴1051林道	1051、1052	700			
		尾鈴220林道	217、219	1,200			
		尾鈴225林道	225、230	2,800			
		古城林道70支線	66、70	3,000			
		折登林道東仙支線	41、42	1,000			
		吹山林道赤木谷支線	14、15	1,200			
		吹山32林道	32、33	2,500			
		吹山63林道	63	1,000			
基幹	改良	寒川林道	124	300	舗装外		
		前谷林道	97	500	舗装		
		折登林道	44	500			
		矢櫃林道	202	200			
		板谷矢櫃林道	214、215	300			
		平山林道	1012	500	舗装		
		袋谷林道	1045	500			
		大内藪林道	1053	500	舗装		
		一ツ瀬林道	59	500	舗装		
		白水林道	80	300	舗装		
		檜林道	274	500	舗装		
		矢研林道	1027	500	舗装		
		その他		板谷16支線林道	216	300	
				陰谷林道	240	500	舗装
黒谷林道上春山支線	240			500			
水無林道	1043			300			

基幹・その他別	開設・改良	路線名	箇所（林班）	延長（m）	備考
その他	改良	白髭林道	1057	200	
		大内藪林道56支線	1056	300	
計	開設			21,600	14路線
	改良			7,200	18箇所

4 治山に関する事項

位置（林班）	区分	工種	計画面量 (箇所数又は面積)
2、31、36～39、44、45、58、60、61、69、70、72、124、135、204、211、212、215、219、223、225、226、230、232、234、235、237、245、247、264～267、282、283、1015～1018、1030、1031、1033、1045、1047、1054、1055	保全施設	溪間工	35箇所
2、6、12、31～34、36、37、39、41、44、45、54、56、58、60、61、64、67、68、69、70、76、79、99、103、104、112、125、130、131、132、133、135、201～207、211～214、216～218、220～222、229、243、245、246、258、259、261、264～266、269、1021、1024、1032～1034、1046、1047	保全施設	山腹工	30箇所
281、1079	保全施設	その他	5箇所
281、1079	保安林の整備	植栽工、その他	2ha
1、4、5、7、10、12～15、20～22、24、25、28、29、34、36～39、41、43、44、46、48～50、55、57、60、67、70、74、75、80、97、100、122、124、125、128、130、132、204、207、211～221、230～233、235～237、239、240、243、245～248、256、257、259～262、264～269、272、275、282、283、289、1006、1008、1010～1012、1015～1020、1025～1028、1030～1034、1041、1045、1051～1056	保安林の整備	本数調整伐	200ha
計	保安林整備		202ha
	保全施設		70箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

区 分	名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等	新設・ 既設
生物群集保護林	掃部岳	443.91	102 (全) 106 (全) 107 (全) 108 (全) 134 (全)	<p>温帯域から暖温帯域までの植生の垂直分布が見られ、特に、冷温帯の夏緑広葉樹林帯を代表するブナ林が実質的南限として、暖温帯の常緑広葉樹林であるヤブツバキクラスの中にわずかに生き残る。標高800m以上は雲霧帯となりミヤマシキミーアカガシ群集が生育し、これにコケ類・シダ類が着生する。カモシカ、イヌワシの生育南限域。西日本の自然を代表するこれらの多様な自然生態系を一体的に保護し、森林管理技術の発展、学術研究に資する。</p>	既設
計	1箇所	443.91			
希少個体群保護林	尾鈴アカマツ等 遺伝資源	109.91	209い	アカマツ、コウヤマキ、イチイガシ、タブノキ等の高樹齢天然林。遺伝資源の保存、自然環境保全、学術研究に資する。	既設
	尾鈴コウヤマキ	14.67	216り 1033み 1037ね	アカガシ、ブナ、ツガのほか、コウヤマキは希少化した分布南限天然林。遺伝資源の保存、自然環境保全、学術研究等に資する。	既設

区 分	名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等	新設・ 既設
希少個体群保護林	国見山コウヤマキ 等	7.61	17か 19る	モミ、ツガ、コウヤマキ、ヒメコマツ等暖温帯性針葉樹、アカガシ、ウラジログシ等暖温帯性常緑広葉樹が生育。コウヤマキが生育南限域。山頂付近はシノブ、セッコク等着生植物が生育し、雲霧林帯。九州でこの宮崎県だけに生育するコウヤマキ、ズイナ、ウワバミソウ等襲速紀要素が見られる。固有種キバナノツキホトトギス、コゴメカラマツなど極めて稀な植物群落として貴重。遺伝資源の保存、自然環境保全、学術研究に資する。	既設
計	3箇所	132.19			
合計	4箇所	576.10			

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名 称	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等	備 考
該当なし					
合 計					

6 樹木採取区の名称、所在地及び面積

名 称	所在地 (林小班)	面積 (ha)	備 考
該当なし			
合計			

7 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業方法	既存施設 の概要	施設 整備	新設・ 既設
風致探勝林	尾鈴	121.64	1021る～か、 1027ち、ち1、 ぬ～た、 1029は、そ、 1035る、 1037ろ、に、 へ、 1038い、ろ、に	国の名勝尾鈴山瀑布群の一帯であり、日向市街から近く交通の便も良いことから、瀑布群と渓谷美の探勝キャンプ場としての好適地のため。	育成複層林へ導くための施業	山小屋 炊飯所 管理舎 トイレ 売店 休憩所 公衆電話 バンガロー 貯水槽 石碑 鳥居 多目的施設 駐車場 歩道 転落防止柵 道路 宮崎県都農町		既設
			1021ぬ、よ、 た、 1027り、 1029よ、れ、 1035い、わ、 た、 1036い、ち、 1037は、ほ、 と、ち、 1038は、 1039い、よ～ れ、 1040ほ、ち～る		天然生林へ導くための施業			
			1029イ、 1035ハ		林地以外の土地			
計	1箇所	121.64						
その他		0.95	1019イ、 1025ハ、 1026ハ、 1027ハ、 1029ハ、 1036ハ、 1051ロ	レクリエーション施設	林地以外の土地	木橋 鉄橋 石碑 歩道 宮崎県都農町		既設
計	1箇所	0.95						
合計	2箇所	122.59						

8 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林 小 班)	面 積 (ha)	森 林 施 業 の 種 類	林 道 の 開 設 等	設 定 年 及 び 有 効 期 限	備 考
該当なし	民					
	国					
合 計	民					
	国					

9 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	備 考
施業指標林	天然林施業指標林	S61	2.57	213に3	保残木施業の定着、技術の 検討、施業技術のPR (モミ)
試 験 地	尾鈴収穫試験地	S12	0.50	1046や	当該施業林分における成長 量、収穫量、その他の統計 資料の収集 (ヒノキ)
	日向クスギ1号 試植検定林	H10	0.56	1007へ2	しいたけ原木精英樹家系の 成長と立地適応性を検定し 優良個体を選別し播種木と して利用を図る (クスギ)
次代検定林	一般次代検定林 (九熊本第68号)	S53	1.50	1019ほ	(ヒノキ)
	一般次代検定林 (九熊本第86号)	S58	1.50	1015ち	(スギ)
	一般次代検定林 (九熊本第50号)	S51	1.43	60お	(スギ)
	一般次代検定林 (九熊本第72号)	S54	1.50	260ま	(ヒノキ)
	一般次代検定林 (九熊本第97号)	S61	1.50	36た1	(スギ)
	遺伝試験林 (九熊本第37号)	S49	1.50	1053ね	(スギ)
	育種集団林 (九熊本第138号)	H9	0.59	1049い10	(スギ)
	育種集団林 (九熊本第133号)	H8	0.77	239ね2	(スギ)
	育種集団林 (九熊本第142号)	H12	0.64	238い4	(スギ)
遺伝子保存林	日向署アカマツ	S37	2.20	1050ほ	(アカマツ)
品種別展示林	品種別展示林	S45	2.00	266は	(スギ)

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設 定 の 目 的	備 考
287い～ほ、ち、り	ふれあいの森（駄留桜々良の森）	平成26年8月4日協定 駄留地区鳥獣被害対策協議会
243い	遊々の森（石河内里の森）	平成26年1月28日協定 児湯郡木城町

(3) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林 小 班)	面 積 (ha)	協 定 の 概 要
檜・白水地域森林整備 推進協定	民	529	間伐の方法 間伐材の販売等 路網の整備
	国	1,493	
川南尾鈴地域森林整備 推進協定	民	966	間伐の方法 間伐材の販売等 路網の整備
	国	1,154	
合 計	民	1,495	
	国	2,647	

(4) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林 小 班)	面積 (ha)	施 業 方 法
45ほ、60の1、247な3、な4、う、281ち、 る1、わ、よ、1036ろ、に1、に2、ほ	37.23	育成複層林へ導くための施業
45へ1、60む1、247ね、ら、281と、る、か、 た、れ、1036は	46.45	天然生林へ導くための施業
281イ、ロ、1036イ	1.71	林地以外の土地
計	85.39	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。